

等級別の格付基準及び発注基準額

令和7年8月1日時点

工事種別	等級	総合数値	発注基準額	
土木一式工事	A	825点以上	5,000万円以上	2億円未満
	B	710点～824点	3,000万円以上	9,000万円未満
	C	650点～709点	1,500万円以上	3,000万円未満
	D	500点～649点	500万円以上	2,000万円未満
	E	499点以下		500万円未満
建築一式工事	A	730点以上	5,000万円以上	2億円未満
	B	660点～729点	500万円以上	5,000万円未満
	C	659点以下		500万円未満

※総合数値とは 町内業者については、客観点数（経営事項審査結果の業種ごとの総合評定値（P点）＋主観点数（技術力による数値＋工事成績による数値＋指名停止等による数値＋防災協定締結数値＋代表者が岬町在住数値）の合計点数です。

また、準町内業者については、客観点数（経営事項審査結果の業種ごとの総合評定値（P点）＋主観点数（指名停止等による数値）の合計点数です。

ただし、上記基準にかかわらず、土木一式工事については、Aに格付けされる業者は、1級土木施工管理技士又は監理技術者1名を、Bに格付けされる業者は、2級土木施工管理技士1名（但し、特定建設業者については、1級土木施工管理技士又は同等以上の者1名）を必要とし、建築一式工事については、Aに格付けされる業者は、2級建築施工管理技士1名（但し、特定建設業者については、1級建築施工管理技士又は監理技術者1名）を必要とするため、等級が下がっている場合があります。

また、土木一式工事については、Aに格付けされる業者は、特定建設業許可を受けていなければなりません。

※土木一式工事にあつては発注予定価格が**4,500万円以上**、建築一式工事にあつては発注予定価格が**9,000万円以上**であるときは、専任の技術者を配置可能な業者にのみ発注します。

※指名業者数に関しては、下表のとおりです。

発注金額	指名業者数
1億円以上	9者以上
1億円未満	7者以上